

地域活動の支援体制について

令和7年度の支援体制は次のとおりです。

制度等	開始年度	目的等
まちづくりセンター	R3	協働のまちづくりを推進する事業、社会教育及び生涯学習を推進する事業を行う。
まちづくりコーディネーター	R3	協働のまちづくりの推進に必要な人的支援を行う。 ・地区まちづくり推進委員会の活動の推進、設立の促進に関する活動 ・まちづくりセンターの事業の推進に関する活動 ・地区まちづくり推進委員会、まちづくりセンター相互の連携及び調整に関する活動
地区サポーター	R6	地区まちづくり推進委員会や、有償ボランティア団体が行う事業の事務支援等を行う。

↓ 旭地域では

制度等	対象	詳細
まちづくりセンター	5館	今市、木田、和田、都川、市木に設置。 各センターにセンター長1名、主事2名が在籍。
まちづくりコーディネーター	1人	まちづくり社会教育課（旭支所防災自治課）に在籍。
地区サポーター	1人	今市まちづくりセンターに在籍。